

さいたま市内保育施設利用児童の
保護者を雇用する事業主 様

就労証明書のご記入に際しての注意事項について

【最近3か月の就労状況について】

就労実績を確認するため、最近3か月の就労日数をご記入いただいておりますが、新型コロナウイルスの影響で規定の就労日と比べて就労実績が不足している場合は、通常と異なる就労日等であった旨、裏面の備考欄に記入してください。なお、新型コロナウイルスの影響で現在通常と異なる就労時間、就労日である場合でも、就労証明書の就労時間、就労日数、就労時間帯、就労日欄には通常の就労時間及び就労日を記入してください。

◎通常の就労日は月曜日～金曜日の5日間であるが、令和4年4月は新型コロナウイルスの影響で業務を一部縮小していたため、週3日で就労していた場合

備考欄記入例) 業務を一部縮小していたため、4月は週3日の就労となります。

※この場合、就労日欄は月曜日～金曜日に○をつけてください。

【就労場所について】

テレワークの導入等により、一時的に通常と異なる場所で就労している場合は、その旨を備考欄に記入してください。その際、就労先の事業所名や住所欄には通常の就労場所を記入してください。

◎新型コロナウイルスの影響でテレワークを導入し、令和4年1月～4月は在宅勤務であった場合
備考欄記入例) 令和4年1月～4月は在宅勤務となります。

【その他の注意点等】

- ・記入要領は、さいたま子育てWEB (<http://www.saitama-kosodate.jp/>) に掲載しています。
- ・就労証明書は両面印刷でご提出ください。
- ・育児休業から復職している場合、育児休業期間を明記の上、育児休業終了後の証明日を必ずご記入ください。
- ・消せるボールペンでの記入は無効となります。
- ・訂正がある場合は訂正部分に二重線を引き、余白に正しい内容をご記入ください。修正液等で訂正した場合は無効となります。

各区役所支援課 (さいたま市 問い合わせ先)	西 区	TEL 048 (620) 2661	桜 区	TEL 048 (856) 6171
	北 区	TEL 048 (669) 6061	浦和区	TEL 048 (829) 6139
	大宮区	TEL 048 (646) 3061	南 区	TEL 048 (844) 7171
	見沼区	TEL 048 (681) 6061	緑 区	TEL 048 (712) 1171
	中央区	TEL 048 (840) 6061	岩槻区	TEL 048 (790) 0162